

資料編

1

計画策定の経過

年 月 日	内 容
令和5年8月1日～31日	ひとり親家庭等生活実態調査 (児童扶養手当受給資格世帯2,844件を対象に実施)
令和5年8月24日	令和5年度第1回岐阜市子育て支援会議 ・第3期岐阜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたアンケート調査の実施について
令和5年11月6日～30日	子ども・子育て支援に関するニーズ調査 (就学前児童の保護者5,000人を対象に実施)
令和6年2月28日	令和5年度第2回岐阜市子育て支援会議 ・第3期岐阜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたアンケート調査の結果について
令和6年6月28日～7月5日	子ども(中学3年生)からの意見聴取 (市立中学校2校において実施)
令和6年8月22日	令和6年度第1回岐阜市子育て支援会議 ・岐阜市子ども計画の骨子(案)について
令和6年11月21日	令和6年度第2回岐阜市子育て支援会議 ・岐阜市子ども計画の素案について
令和6年12月16日 ～令和7年1月15日	パブリックコメント手続の実施 → 358通(105件)
令和7年2月20日	令和6年度第3回岐阜市子育て支援会議 ・岐阜市子ども計画について

2

岐阜市子育て支援会議

○岐阜市附属機関設置条例（抄）

平成25年3月27日

条例第7号

（趣旨）

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関については、法律又は他の条例に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

（附属機関の設置及び担回事務）

第2条 別表左欄に掲げる執行機関に属する附属機関を同表中欄のとおり設置し、その担回事務は、同表右欄に定めるところとする。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、前条に規定する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和6年条例第4号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	担回事務
市長	岐阜市子育て支援会議	次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条の規定による行動計画の策定及び進行管理に関する事項、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項各号の規定による子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進等に関する事項並びにこども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項の規定によるこども施策についての計画の策定及び進行管理に関する事項についての審議

○岐阜市子育て支援会議規則

平成25年3月27日

規則第35号

(設置)

第1条 この規則は、岐阜市附属機関設置条例(平成25年岐阜市条例第7号)第3条の規定に基づき、岐阜市子育て支援会議(以下「支援会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 支援会議は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域住民の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 事業主又は事業主団体の代表者
- (4) 労働者団体の代表者
- (5) 大学の学生
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、5年(前条第2項第5号に掲げる委員は、2年)とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 支援会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、支援会議の会務を総理し、支援会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 支援会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 支援会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 支援会議の庶務は、子ども未来部子ども政策課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則 (平成27年規則第3号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年規則第9号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

○岐阜市子育て支援会議委員名簿

【委員任期】 令和3年8月1日～令和8年7月31日

【委員数】 18人

(◎：会長 ○：副会長)

氏 名	所 属
秋元 文治	公募委員
荒尾ひろ子	岐阜市青少年育成市民会議
安藤 清秀	岐阜市保育協会
市川 元英	岐阜商工会議所
井戸 浩太	岐阜大学 (大学生)
井上いほり	岐阜市自治会連絡協議会
奥村 紀子	岐阜市医師会
河合 裕子	岐阜市PTA連合会
栗本 裕明	岐阜市小中学校長会
佐水野乃花	岐阜聖徳学園大学 (大学生)
篠田 佳幸	岐阜市私立幼稚園連合会
土井 信子	公募委員
仲井 ゆり	公募委員
○中島由紀子	岐阜市子育て支援団体連絡協議会
服部 学	日本労働組合総連合会岐阜県連合会岐阜地域協議会
山田 裕理	岐阜市民生委員・児童委員協議会
吉崎 広明	岐阜労働局
◎吉村 譲	岡崎女子大学

※五十音順、敬称略

3 計画策定にかかる調査等の概要

○ひとり親家庭等生活実態調査

◆ 目的

ひとり親家庭の生活に関する現状と課題を把握し、ひとり親家庭の自立を推進するために必要な今後の施策検討の基礎資料とすることを目的に実施しました。

◆ 実施方法と回答結果

調査対象	市内の児童扶養手当受給資格世帯
調査期間	令和5年8月1日～31日
調査方法	調査実施案内を郵送し、Webにより回答を受信
配布数	2,844
回答数	365
回答率	12.8%

○子ども・子育て支援に関するニーズ調査

◆ 目的

就学前児童を持つ保護者の教育・保育サービスの利用状況や利用意向、就労状況や子育ての充実感などを把握し、「第3期岐阜市子ども・子育て支援事業計画」の基礎資料を得ることを目的に実施しました。

◆ 実施方法と回答結果

調査対象	市内の就学前児童の保護者
調査期間	令和5年11月6日～11月30日
調査方法	調査依頼状を郵送し、Webにより回答を受信
配布数	5,000
回答数	2,426
回答率	48.5%

○子ども・若者からの意見聴取

◆ 目的・概要

「こども基本法」第11条を踏まえ、この計画に子ども・若者の意見を反映することを目的に実施しました。いただいた意見はすべて読ませていただき、計画に反映できるかどうかを検討しました。改稿に結びつかなかったものも、今後の市政の参考にさせていただきます。

◆ 実施方法・回答結果

子ども・若者のみなさんから、約1,000件の意見をいただきました。

取組名	意見件数	取り組みの概要
中学生へのアンケート	301	市内中学校2校の中学3年生を対象に、「こども基本法」や市の子ども施策等について説明した上で、「こういうところが好き」「今後も続けてほしい」「こういうところが困っている」「もっとこうしてほしい」と思っていることについて、Webフォームで意見を受信（聴取）。
子ども向けパブリックコメント	353	パブリックコメント手続において、子どもたちからも意見を出してもらいやすいように、「岐阜市こども計画（案）やさしい概要版」を作成し、表現を平易にした子ども向けのWebフォームも作成。
（岐阜県実施） 子ども・若者からの意見募集	362	岐阜県が県内在住の子ども・若者を対象にWebフォームにおいて意見を募集（令和6年4月～令和7年1月）。

◆ 主な意見と対応方針

※子どもたちにもわかりやすいように一部表現を平易にしています。

(1) 計画に記載しているもの、改稿に結びついたもの

意見内容	岐阜市の考え方	参照頁
子どもの意見を積極的に聞くべき	取り組みNo.2「子ども・若者等の社会参画・意見聴取」に、「子ども・若者に関する施策の策定・実施・評価を行う場合は、対象となる子ども・若者またはその保護者等の関係者から意見聴取を行います」と記載しました。	38頁
タブレット学習は続けてほしい、授業効率が上がった	今後もタブレットを積極的に活用し、子どもが主体の学びの充実を進めていくため、取り組みNo.9「ICT教育推進事業」に、「ICT機器を利活用」と記載しました。	41頁

意見内容	岐阜市の考え方	参照頁
ぎふMIRAI'sの内容を〇〇にしてほしい 子どもの意見を聴いて反映してほしい	みなさんの意見も取り入れながら、さらに内容を充実させていくため、取り組みNo.17「ぎふMIRAI's」に、「学習内容については、アンケート等を行い、児童生徒の意見も取り入れることで、さらなる内容の充実をめざします」と記載しました。	42 頁
服装を自由にしてほしい	取り組み No.18「生徒が主体的に考え創る学校生活」に、制服を含めて、「生徒自身が考え、意見を出すことを通じて、校則等について各学校で見直しを図る」と記載しました。	42 頁
文化祭を開催してほしい	取り組み No.18「生徒が主体的に考え創る学校生活」に、文化祭に限らず、「生徒が達成感や充実感を味わえる行事や活動を推進」と記載しました。	42 頁
中学校内のトイレをきれいにしてほしい、 数を増やしてほしい	トイレの洋式化の検討を進めていくため、取り組み No.23「学校施設の整備」に、「トイレの洋式化の検討を含めた改修工事を推進」と記載しました。	43 頁
高齢者や車いすの人のために階段を減らしてほしい	バリアフリーのまちづくりの観点から、学校を建て替える際にはエレベーターを設置しているため、取り組み No.23「学校施設の整備」に、「エレベーターの設置やトイレの洋式化の検討を含めた改修工事を推進」と記載しました。	43 頁
高校生の医療費を無償化してほしい	令和7年度から、18歳までの医療費の無償化を行うこととし、取り組み No.120「福祉医療費助成(子ども)事業の充実」に記載しました。	68 頁 107 頁
部活動の地域移行により、練習時間が減ってしまっている	取り組み No.156「休日の部活動の段階的な地域移行(休日の地域クラブ活動)推進事業(地域指導者配置)」に、「学校部活動と比較して活動時間が減ることがないよう、「岐阜市地域クラブ活動方針」に両活動が同等となることを定めた上で実施」と記載しました。	76 頁
通学路については子どもの方がよく知っているので、アンケート等行ってほしい	通学路安全対策ワークショップにおいて、今後小学生のみなさんからも意見を聴く取り組みを予定しており、取り組み No.164「通学路安全対策ワークショップ」に、「実際に通学路を利用する子どもたちの意見も取り入れる」と記載しました。	79 頁

(2) 計画の改稿に結びつかなかったもの（一例）

意見内容	岐阜市の考え方
体育館にエアコンをつけてほしい	全小中学校等の体育館へのエアコン設置は、令和6年度末で設置が完了します。
自転車通学を可能にしてほしい	自宅から学校までの距離や学校における駐輪場の確保など、様々な条件をもとに学校ごとに自転車通学を許可しています。
自習ができる環境整備をしてほしい	自分で必要な内容や課題を決めて学習する「自学」というような時間を位置付けて取り組んでいる学校もあります。今後は「一斉教授型」の学習だけではなく、子どもたちが自ら学ぶ「個による探究型」の学習も大切にしていきます。
その他、授業内容に関する意見・要望	キャリア教育やぎふ MIRAI's の学習など、それぞれのカリキュラムを考えるうえで、今後参考にします。
その他、学校設備・備品に関する意見・要望	各学校の状況に応じて、必要な修繕や整備等を進めていきます。
遊ぶ場所がほしい その他、特定の施設やお店に関する意見・要望（特定のお店を作ってほしい、中高生が遊べる場所・施設を作ってほしい、その他特定の施設を作ってほしい など）	これらの施設については、市が直接運営することは難しく、運営に協力してもらえる企業や団体が必要になります。「岐阜市でこういう施設をやりたい」と言ってくれる企業が増えるように、企業にとっても魅力のあるまちづくりを進めていきます。
夜は危ないので、街灯をつけてほしい	街路灯は、夜間の事故防止を目的として、市道の交差点や屈折部などに設置しています。具体的な場所を教えてくださいいただければ検討します。
道幅を広くしてほしい、ガタガタの道路は舗装してほしい その他、道路等に関する意見・要望 （カーブミラーを新たに設置してほしい、歩道・自転車・自動車道のエリア分けをしてほしい、信号や横断歩道を増やしてほしい、信号の時間間隔を変えてほしい など）	道路やカーブミラー等の損傷につきましては、具体的な場所を教えてくださいいただければ、利用状況、傷みの程度等を確認し、修繕等の検討をします。通学路については、現在「通学路安全対策ワークショップ」を各校区で行っており、その中で関係者全員で合意形成された対策について、順次実施します。その他道路に関することについては、地域でまとめてご要望いただいたものを、個別で検討します。

意見内容	岐阜市の考え方
<p>ボールを使える公園がほしい、公園で使えるようにしてほしい</p> <p>その他、公園に関する意見・要望 (公園の遊具を充実させて(なくさないで)ほしい、公園のトイレを綺麗にしてほしい、芝を整備してほしい など)</p>	<p>公園は、子どもから高齢者まで、いろいろな方が利用するので、一定のルールを設けています。特にボールの使用に関しては、小さな子どもや高齢者にとって危険な場合があるため、使用できる場所を決めています。すべての人の安全を守るために、理解してもらえると嬉しいです。また、公園には大きい公園から小さい公園、自然が多い公園、運動ができる公園など、いろいろな種類の公園があります。新たに公園をつくる場合は周辺の公園の立地状況やどのくらいの人が公園を利用しただけかなど、地域の状況やいろいろな条件を考えて、整備内容を判断しています。遊具などを増やす場合には、公園の状況を考えながら、地域のみなさんの意見をうかがい、みなさんによるこんでいただけるように整備をしていきます。</p>
<p>大学に行きたいが、家計が不安</p>	<p>市では、「岐阜市育英資金」として、経済的理由により修学困難な世帯の生徒や学生の方に、授業料や入学にかかる費用の一部を無利子でお貸しする制度を設けています。</p>
<p>大学への交通手段がバスしかないのに、本数が少なく混雑している。直行便を増やすべき。</p> <p>その他、バスなど公共交通への要望</p>	<p>近年、バス事業者においては、運転手不足が極めて深刻化しており、やむを得ず、路線の廃止や減便を行っております。そうした中、JR 岐阜駅から岐阜大学へ向かう「岐阜大学・病院線」については、直行便、快速便のほか、一度に多くの方が乗車できる連節バスを運行し、利便性の向上に努めています。また、将来にわたり持続可能な公共交通ネットワークの確保に向け、バスの利便性向上につながるコンビニの店内でバスを快適に待つことができる「バスマちば」の拡大や平日の昼間時間帯に 500 円で乗り放題となる「昼得きっぷ」の販売など、様々な取り組みを交通事業者とともに実施しています。今後も引続き、市民のみなさんからの意見を聞きながら、地域社会全体の財産である公共交通を、みんなで守り育て、未来につなげていきます。</p>
<p>その他の要望等</p>	<p>上記のほか、こども計画には直接関係がないことや、岐阜市だけでは解決・実現できないようなことも含めて、たくさんの意見をいただきました。みなさんの思いを、今後市の施策を考える際の参考とするとともに、みなさんを含めた市民の方々に改めて意見を聴き、反映できるように努めていきます。</p>

(3) その他、計画全体への感想・意見

主な意見	岐阜市の考え方
子ども・子育てに関する取り組みが多くて良い計画である	今後も全ての子どもが安心して暮らしていけるよう、引き続き“こどもファースト”の方針に沿って、取り組みを進めていきます。
いろいろな政策があり、安心して暮らせる	
子どもについて考えてくれてありがたい	
“こどもファースト”が良い	
全ての子どもが平等に過ごせるようにしてほしい	
子ども・若者への支援を充実させてほしい	本編、概要版のほか、子どもたちにも読みやすい「やさしい概要版」を作成しました。今後も子ども・若者のみなさんが自ら参画する機会を作っていきます。
小さい子どもでも読める資料になっていて良い	

あ行**■アウトリーチ**

自ら支援を求めることが難しい人や支援につながることに拒否的な人に対し、支援を届けるため、積極的な訪問などにより、支援や情報を届けること。

■育児休業

原則1歳未満の子どもを養育するために休業する制度のこと。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）に規定されている制度で、企業等の就業規則に育児休業に関する規定がなくても、法律に基づき育児休業を取得することができる。

■いじめ解消率

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」に基づく統計で、当該年度の小・中学校におけるいじめの認知件数のうち、いじめの行為が解消され、観察を継続している案件の占める割合のこと。

■一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法により、従業員101人以上の事業主に、労働者の仕事と子育ての両立等に関し、達成すべき目標や講ずべき対策の実施内容・期間等を示すことが義務づけられている計画のこと。100人以下の事業主には、努力義務とされている。

■移動児童館

児童館・児童センターの職員が公民館や体育館等へ出向き、児童館業務を実施する本市独自の事業。

■医療的ケア児

日常生活や社会生活を営むために人工呼吸器による呼吸管理や喀痰吸引などの医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠な児童のこと。

■インクルージョン

包摂と訳され、障がいのある人を含むすべての人を地域社会で受け入れ、ともに生きていくという理念のこと。

■Well-being

個人の権利や自己実現が保証され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあること。

■親子ふれあい教室

青少年育成市民会議が主催し、0歳児とその保護者を対象に、「育児に関する不安、悩みを和らげ、仲間づくりをしよう」を目的に各地区で開催している教室のこと。

か行

■核家族化

核家族とは、夫婦のみの世帯、夫婦と子どもからなる世帯、ひとり親と子どもからなる世帯のことで、これらの世帯数が増加し、三世帯（夫婦、子どもと両親からなる世帯等）以上の世帯数が減少する状態のこと。

■家庭的保育事業

0歳から2歳の乳幼児を対象に、家庭的な雰囲気のもと、少人数（定員5人以下）できめ細かな保育を行う事業のこと。

■企業主導型保育事業

企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供する事業のことで、企業が設置する保育施設や企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、その整備費や運営費の助成を国が直接行うもの。

■「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（基本指針）

子ども・子育て支援法に基づき、地方公共団体が子ども・子育て支援事業計画を策定等するにあたり、内閣総理大臣が定めることとされている、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための指針。

■居宅訪問型保育事業

0歳から2歳の乳幼児を対象に、障がいや疾患などにより個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅において一対一で保育を行う事業のこと。

■こども家庭センター

市区町村において、妊婦や乳幼児の保護者を支援する「子育て世帯包括支援センター」と、虐待や貧困といった問題を抱える家庭を支援する「子ども家庭総合支援拠点」を一元化し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、児童福祉と母子保健の両面から一体的に相談支援を行う機関。

■こども基本法

次代の社会を担うすべてのこどもの権利の擁護が図られ、将来にわたり幸福な生活を送ることができる社会の実現を目的に、令和5年4月に施行された法律。これにより、政府によるこども大綱の策定が義務づけられ、地方公共団体によるこども計画の策定が努力義務とされた。

■子ども・子育て支援法

子どもと子どもを養育している人に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長し、子どもを持つことを希望する人が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現を目的に、平成27年4月に施行された法律。これにより、地方公共団体に5年を一期とする子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられた。

■こども大綱

こども基本法に基づき、政府がこども施策を総合的に推進するために令和5年12月に策定した計画。地方公共団体がこども計画を策定する場合は、これを勘案することとされている。

■こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（旧こどもの貧困対策の推進に関する法律）

こどもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、平成26年1月に施行された法律で、こどもの貧困の解消に向け、令和6年6月に大幅に改正された。これにより、こどもの貧困の解消に向けて、政府による大綱（こども大綱に一元化）の策定が義務づけられ、地方公共団体による計画の策定が努力義務とされている。

■子ども110番の家

子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時、助けを求められることができる地域の協力家庭・事業所のこと。子どもが不安を感じて、通学路周辺の民家、コンビニ、ガソリンスタンド等に駆け込んできたら、保護し、警察、学校、家庭等へ連絡してもらおう制度。こどもの犯罪被害の未然防止となっている。

■こどもファースト

未来を担う子どもたちの成長を支える取り組みを何よりも大事なこととして推し進めようという本市の方針。

■こどもまんなか

すべての子どもや若者が幸せに暮らせるように、常に子どもや若者の今とこれからにとって最もよいことは何かを考え、社会全体で支えていくこと。

■子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”

0歳から20歳前までの子ども・若者に対し、日常生活や社会生活を営む上でさまざまな悩みや困難を抱える特性、発達段階、生活環境等の状況に応じ、福祉、教育などの関連分野における知見を総合した支援を行うことで、子ども・若者の福祉の向上、健全育成及び社会的自立を図ることを目的に、平成26年4月に開設した本市独自の機関。

■コミュニティ・スクール（学校運営協議会）

保護者や地域住民等が一定の権限を持って学校運営に参画することを通じ、地域に開かれ、信頼される学校づくりをめざした制度のこと。

さ行

■事業所内保育事業

0歳から2歳の乳幼児を対象に、企業等の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業。

■次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的に、少子化社会対策基本法とともに、平成 15 年 7 月に施行された法律。これにより、次世代育成支援対策を社会全体で推進するため、従業員 101 人以上の事業主（一般事業主）に行動計画の策定が義務づけられ、地方公共団体には 5 年を一期とする行動計画の策定が努力義務とされた。

■SIDS（乳幼児突然死症候群）

何の予兆や既往歴もなく、睡眠中に乳幼児が死に至る原因のわからない病気のこと。あおむけに寝かせたり、母乳により育児をしたり、受動喫煙を避けることにより、発症率が低くなるというデータはある。

■児童相談所

市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子どもが抱える問題または子どもの真のニーズ、子どものおかれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行うことで、子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として都道府県、指定都市等に設置される機関。

■児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

18 歳未満のすべての児童の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的に、平成元（1989）年の国連総会において全会一致で採択された条約。日本は、平成 2（1990）年 9 月にこの条約に署名し、平成 6（1994）年 4 月に批准を行っている。この条約には、基本的な考え方として、①差別の禁止、②子どもの最善の利益、③生命、生存及び発達に対する権利、④子どもの意見の尊重の 4 つの原則が示されており、これらの原則は、こども基本法にも取り入れられている。

■児童福祉法

福祉六法の 1 つで、昭和 23（1948）年 1 月に施行された児童の福祉に関する基本法。18 歳未満の児童の障害や疾病に対する福祉や医療に関する事項のほか、児童虐待に関する事項等について規定している。

■児童養護施設

保護者のない児童、虐待されている児童等、環境上養護を要する児童を入所させ、養護し、また、退所した者に対する相談等の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

■シビックプライド

都市に対する市民の誇りのこと。これまで永年にわたって積み重ねてきた歴史的な風土性や文化、先人たちの過去の記憶に敬意を払いながら、市民一人ひとりがこれからも岐阜の地で楽しく豊かに暮らし続けていくための原動力となる、人々の誇り、思い、心意気のことと捉えている。

■若年無業者

労働力調査における 15～34 歳の非労働力人口（就業者、完全失業者を除く人口）のうち、家事も通学もしていない人のこと。ニートともいう。

■主任児童委員

→ 民生委員・児童委員

■小1プロブレム

小学校に入学したばかりの児童が、集団での行動ができなかったり、授業中に座ってられず、先生の話听不懂など、学校生活になじめない状態になること。

■小規模保育事業

0歳から2歳の乳幼児を対象に、少人数（定員6～19人）できめ細かな保育を行う事業のこと。

■スクールカウンセラー

学校において児童生徒や保護者へのカウンセリング、子どもへの指導・援助方法についての相談等を行う専門スタッフのこと。

■スクールソーシャルワーカー

教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童生徒に対し、その子がおかれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて問題解決を図る専門スタッフのこと。

■青少年育成市民会議

次代を担う青少年が、心身ともにたくましく、生きる力を持ち、人間性豊かな社会人として成長することを支援するため、地域社会における青少年育成活動を支援して広げていくための組織。家庭部会、少年育成部会、青年育成部会、社会環境部会の4部会があり、50の地域ごとに単位市民会議がある。

た行

■待機児童

保育所や放課後児童クラブ等の利用申込をしても、定員超過等により利用できない状態にある児童のこと。

■地域型保育事業

地域における多様な保育ニーズに対応するとともに、待機児童を解消するため、保育所（原則20人以上）より少人数の単位で0歳から2歳の乳幼児を保育する事業のこと。小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4種類があり、市町村の認可が必要。

■DV

Domestic Violence の略。配偶者や交際相手など、親密な関係にある、または、あった者から振るわれる暴力のこと。子どものいる場合、その子への影響も懸念されている。

■デジタルシティズンシップ

デジタル時代における、民主的な社会のよき担い手となる市民を育成するための考え方のこと。

■特定教育・保育施設

認定こども園や幼稚園、保育所などの施設型給付を受ける施設のこと。

■特定妊婦

児童福祉法において、「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」とされている。若年や貧困、障害などによる育児困難、DVなどの困難な状況を抱えていたり、複合的な問題を抱えているケースがある。

■特別支援教育

学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症も含めた障がいのある児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

■共育て

共働き世帯が増加し、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、夫婦共に子育てもしていくこと。そのための制度づくりや意識の醸成が求められている。

な行

■認可外保育施設

建物の広さや設備、必要な保育士の配置数や保育内容について国の基準を満たしていることを県や本市が確認して公費で運営している認可保育施設以外で、保育を目的に子どもを預かる施設の総称。

は行

■ハイリスク児

「危険因子があるので特別な養護・観察を必要とする新生児」とほとんど同義に用いられてきたが、乳幼児のフォローアップが綿密に実施されるようになると、その概念が拡大解釈され、現在では、発育・発達過程において何らかの問題が生じる可能性がある子ども、さらには発育支援が必要となる子どもまでを含めてハイリスク児と呼ばれている。

■発達障がい

発達障害者支援法において、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能障がい、その症状が通常低年齢において発現するものとされている。

■ハートフルサポーター

通常学級において配慮を要する児童生徒に対してきめ細かい個別支援を行うことにより、学力向上と落ち着いた生活を支援する補助員のこと。

■母親クラブ

子育て中の親子が児童館等で交流を行う地域活動のこと。

■ひきこもり

幅広い年代において、不登校やいじめ、あるいは職場での人間関係など様々な要因により、就学、就労、交遊などの社会参加を避けて、長期間にわたりおおむね家庭にとどまり続けている状態のこと。

■フリーター

定職につかず、アルバイトなどでいろいろな仕事を続ける人のこと。15～34歳の若年（学生や主婦を除く）のうち、パート・アルバイト（派遣等を含む）と働く意志のある無職の人のこと。

■フレックスタイム制

一定期間の総労働時間を定め、その範囲内で始業・終業時刻を労働者の決定にまかせる労働時間制度で、自由勤務時間制のこと。

■放課後子ども教室

小学校の余裕教室等を活用し、地域の人々の参画を得て、子どもたちの学習やスポーツ・文化活動等の取り組みを支援する文部科学省の補助事業で、保護者の就労に関わらず、すべての子どもが利用できる。

■母子・父子自立支援員

ひとり親家庭及び寡婦の抱えている問題を把握し、その解決に必要な助言や情報提供を行うなど、ひとり親家庭の親の自立に向けた総合的な支援を行う人のこと。

■ほほえみ相談員

不登校児童生徒に対して家庭訪問等の積極的な相談活動を行うなど、不登校・いじめ問題に対応する人のこと。

ま行

■まちづくり協議会

地域の課題を解決するため、自治会連合会地域を活動単位として、自治会連合会をはじめ、地域内の各種団体やボランティア有志などで構成される話し合いの場、活動組織のこと。岐阜市住民自治基本条例に規定されている。

■民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、各市町村に置かれる民間奉仕者。都道府県知事または指定都市、中核市の市長の推薦により厚生労働省が委嘱する。民生委員の任期は3年で、児童福祉法による児童委員を兼務する。なお、児童委員の一部の人は、児童に関することを専門として担当する「主任児童委員」に指名されている。

や行

■ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のこと。

■要保護児童対策地域協議会

支援を必要とする子どもとその保護者、妊婦の適切な保護を図るため、関係機関等により構成し、情報交換や支援内容の協議を行う場のこと。特に、虐待を受けた子どもをはじめとする保護を要する子どもに関する情報交換や支援を行う。

ら行

■療育

医療・治療の「療」と、養育・保育・教育の「育」を合体した造語。特に肢体不自由のある児童や重症心身障がいのある児童の分野で用いられてきた。

わ行

■ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択できること。